

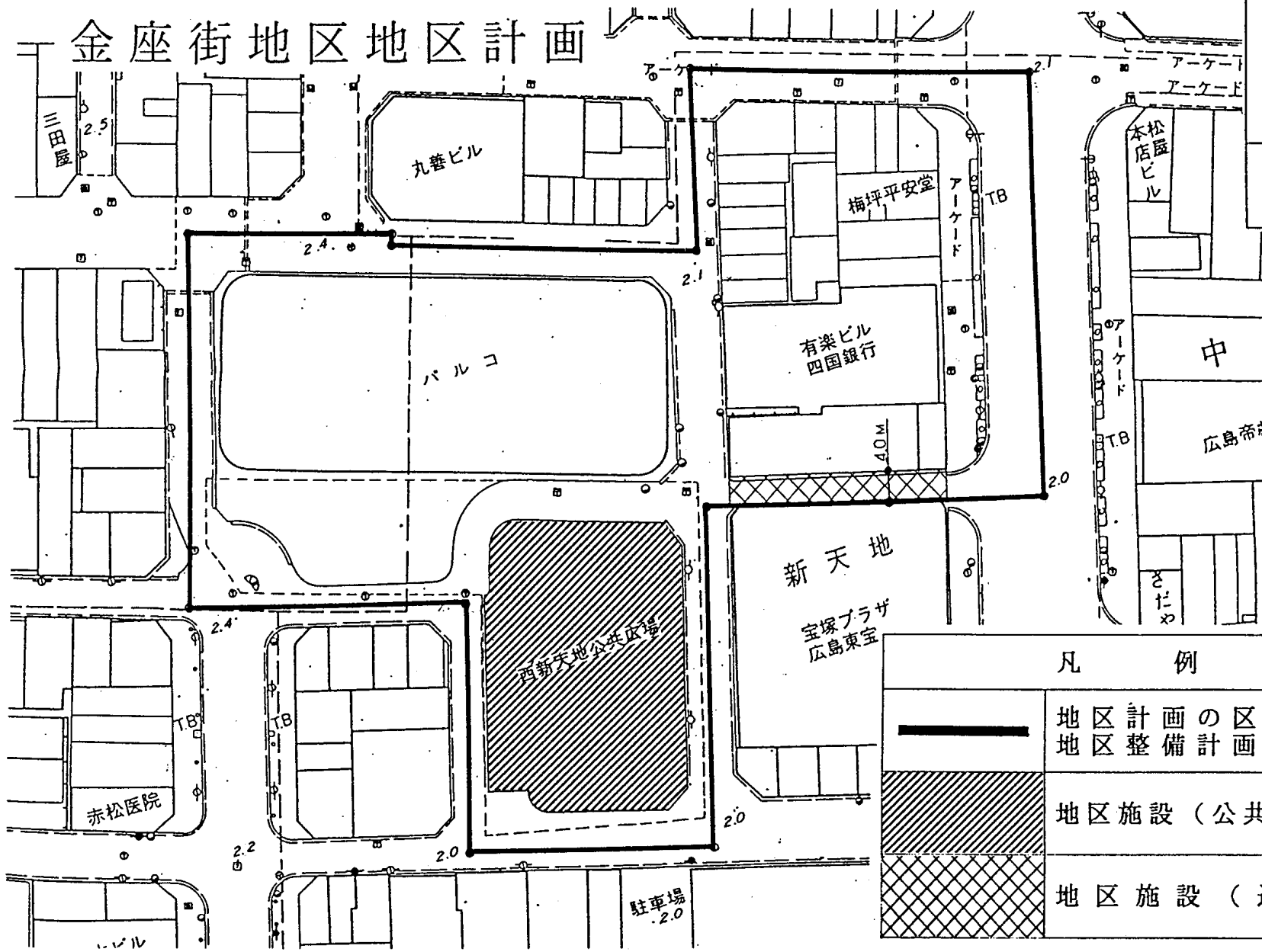
27. 金座街地区 地区計画

決 定 平成 9年10月20日 広島市告示第381号
最終変更 平成11年 7月27日 広島市告示第295号


名 称	金座街地区 地区計画		
位 置	広島市中区新天地、堀川町及び本通の各一部		
面 積	約0.9ha		
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>広島市は「国際平和文化都市」を都市像として掲げ、中国・四国地方の中核都市として地域全体の発展をリードする役割を担っており、地方中核都市にふさわしい高次都市機能の集積を図り、人、もの、情報の交流の活発化を図ることが求められている。</p> <p>当地区は、紙屋町地区、広島駅周辺地区と並んで本市の都心商業核を形成している八丁堀地区に位置していることから、高次商業・業務機能、情報機能、文化機能などのより一層の強化を図るとともに、魅力的な都市空間の形成に努める必要がある。</p> <p>このため、当地区において都市再開発とあわせて地区計画を策定することにより、良好な市街地環境と都市景観の形成、歩行者空間の確保や狭小敷地の共同化を推進するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と高次商業・業務機能の充実強化を図り、もって八丁堀地区全体の活性化を図ろうとするものである。</p>	
	土地利用の方針	<p>当地区は、八丁堀地区のうち本通り商店街、金座街商店街及び中央通り商店街等の交差点に位置し、人の流れが集中する地区であることから、地区の特性を活かし八丁堀地区の拠点となるよう二つの街区の一体的な高度利用を推進することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と良好な市街地環境の形成を図るとともに、高次商業・業務機能の集積と周辺の商業施設との一体化を図り、活気と賑わいの創出を図る。</p> <p>また、建築物の壁面後退により、賑わいのある快適で魅力あふれる都市空間を創出するとともに、公共の利便、都市景観の向上を図るため、公共の用に供する広場と安全で快適な歩行者空間を整備する。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>本地区は、既に土地区画整理事業により地区施設の整備が行われているが、人の流れが集中する地区であることから、より一層地区の回遊性と境界性を高めるとともに、ゆとりと潤いのあるアメニティ空間を創出し、多様な歩行者空間が形成されるよう、公共広場と道路を地区施設として整備する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の目標に基づき、建築物の低層階部分における賑わいの創出、狭小敷地の共同化の推進及び快適な歩行者空間の確保を図りつつ、二つの街区を結ぶ立体的動線を確保することによって、土地の合理的かつ効率的な高次都市機能の集積を図り、健全な商業・業務施設を整備するため「店舗型性風俗特殊営業」の用に供する建築物の用途の制限を定める。</p> <p>建築物及び屋外広告の形態、意匠は、周辺の都市景観との調和に配慮したものとす。</p>	
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	公 共 広 場	約1,300㎡
		道 路	幅員4m、 延長 約35m
	建築物等に 関する事項	建築物の 用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」の用に供する建築物は建築してはならない。</p>

「区域、地区施設の配置については、計画図のとおり」

金座街地区地区計画



N



計 画 図

凡 例	
—	地区計画の区域及び 地区整備計画の区域
▨	地区施設（公共広場）
▩	地区施設（道路）

この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。
 詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局都市計画課 又は 所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図(都市計画の図書)をご覧ください。